

## みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業の実施について、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第 1 号。以下「規則」という。）及びみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく取扱いの細部を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2 事業の内容等については、下表のとおりとする。

事業区分	事業内容
木造化	補助事業者における非住宅建築物等の木造化・木質化の取組を支援する。 なお、使用する木材については、原則として「かごしま材」※1を使用することとし、そのうち構造材については、「かごしま J A S 材」※2を優先して使用すること。
木質化	(県と締結した脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条に規定する建築物木材利用促進協定に基づき建築物の木造化・木質化に取り組むものに限る。)

※1 かごしま材とは、県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等において加工された製品で「鹿児島県産材出荷証明書」において証明されるもの。

※2 かごしま J A S 材とは、かごしま材のうち、日本農林規格（J A S）に適合するもの。

### (事業実施計画の作成等)

第3 補助事業の実施に係る事業実施計画の作成等については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、別記第 1 号様式により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施計画書の提出期限、提出方法等は、別途通知するものとする。
- (3) 補助事業者は、要綱第 6 条第 1 項各号に定める変更該当する場合、別記第 1 号様式により事業実施計画書を変更しなければならない。
- (4) (3)に定める変更は、(1)に準じて行うものとする。

### (報告等)

第4 事業の実施状況の報告方法等については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に着手したときは、事業着手報告書（別記第 2 号様式）を、補助事業が完成したときは事業完成報告書（別記第 2 号様式）及び完了検査調書の写しを直ちに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、県の助成が行われた年度における当該事業の実施状況について、別記第 3 号様式により事業実施報告書を作成し、知事に報告するものとする。
- (3) 事業実施報告書等の提出については、要綱第 10 条第 2 項に定める期限を提出期限とする。
- (4) 木造化・木質化した建築物等には、本事業で整備された旨を木製資材等で表示するものとする。

### (助成)

第5 要綱第 2 条の補助対象経費は、別表のとおりとする。

### (補助金等交付申請書に添付すべき書類)

第6 要綱第 3 条第 1 項第 4 号で定める補助金等交付申請書に添付すべき書類の「その他知事が必要と認める書類」とは、県税を納付すべき法人等にあつては、県税の納税証明書（未納なし証明）とする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月13日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年6月15日から施行する。

別表 (第5関係) 要綱第2条の補助対象経費

費 目	摘 要
設計費	非住宅建築物等の木造化、木質化に要する設計費
工事(請負)費	非住宅建築物等の木造化、木質化に要する工事(請負)費 (電気・上下水道工事費等に係る経費は除く)

※いずれも、必要最小限の数量、金額とする。

※請負施工の場合は工事請負費とし、補助事業者が直接施工する場合は工事費とする。

※ただし、掛かり増し経費の1/2以内の額の算定に当たっては、当該建築物の設計費及び工事(請負)費の合計の15%以内とすることができる。

## 第1号様式

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業（変更）実施計画書

年度において、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を実施したいので、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領第3の(1)(第3の(3))の規定に基づき、事業（変更）実施計画書（様式1）を添えて提出します。

（注）補助事業者がみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

第2号様式

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

事業着手（完成）報告書

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業について、下記のとおり着手（完成）しましたから報告します。

記

交付決定通知	年 月 日 第 号
事業区分	
着手年月日	
完成（予定）年月日	
施行方法 (請負の場合は請負者の住所、氏名)	
事業量	
事業費	
その他	

(注) 補助事業者がみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第2条の②の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

(注) 事業区分欄には、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領第2に記載されている事業区分を記入すること。

第3号様式

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業実施報告書

年度において、みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業を実施したので、みんな  
でつくる「かごしま木のまち」推進事業実施要領第4の(2)の規定に基づき、事業実施報告書  
(様式1)を添えて提出します。

(注) 補助事業者がみんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業補助金交付要綱第2条の②  
の場合、施工する協定締結者を連名で記載すること。

様式 1

みんなでつくる「かごしま木のまち」推進事業（変更）実施計画（報告）書

1	補助事業者	名称	
		役職名・ 代表者名	
		住所	
		担当者名	
		連絡先 電話・メール	
		補助対象 施設名	
2	設計者	会社名	
		担当者名	
		電話・メール	
3	施工者	会社名	
		担当者名	
		電話	
4	木材供給者	会社名	
		担当者名	
		電話・メール	
5	施工場所 (住所)		
6	事業期間 着工日～竣工予定日		
7	事業内容	(整備する施設の概要等)	
8	当該箇所を木 造化・木質化 する理由		
9	延床面積		m <sup>2</sup>
10	木材使用量		m <sup>3</sup>
11	事業費		円
12	補助対象経費		円

※上表の事業費・補助対象経費等が確認できる見積書又は設計書の写し、事業内容が分かる図面・写真(完成イメージ図・完成写真等)、位置図等を添付すること。

※補助対象経費については様式2により算出し記載すること。ただし、補助金の額を当該建築物の設計費及び工事(請負)費の合計の15%以内の額とする場合、補助対象経費は当該建築物の設計費及び工事(請負)費の合計の額を記載すること。

※行が不足する場合は適宜調整すること。

様式2

補助対象経費(木造化・木質化による掛かり増し経費)計算書

補助事業者名	
--------	--

(単位:円)

	補助対象経費 (A) = (B) - (C)	木造化・木質化する場合 (今回の申請内容)(B)	木造化・木質化 しない場合 (S造、RC造等) (比較となる内容)(C)
事業費 (D) = (E) + (F)			
うち 設計費(E)			
うち 工事(請負)費(F)			
備考			

<記載に当たっての留意事項>

- ※1 建築物本体工事に係る経費を計上すること。
- ※2 上表の経費が確認できる見積書又は設計書の写しを添付すること。
- ※3 本様式の記載内容について、他の申請様式の記載内容との整合を取ること。
- ※4 補助金の額を当該建築物の設計費及び工事(請負)費の合計の15%以内の額とする場合、計算書の記載は不要